

育児休業期間の延長について

この度「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、下記の通り、育児休業期間の取扱いが変更になりましたのでお知らせいたします。

記

■ 育児休業の現行の規定

育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで保育所等に入れない等の事情がある場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

■ 改正の概要

上記の規定に加え、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「**最長2歳に達するまで**」延長できる。

なお、2歳に達するまでの育児休業を申出する場合、1歳6か月に達するまでの育児休業の申出後に再度申出を行う必要があります。

■ 施行期日

平成29年10月1日